

令和2年度 向陽中学校いじめ防止対策基本方針

**学校の教育目標**  
自ら考え すすんで実践し 共に高まる生徒

- ＜いじめ防止対策推進法＞
- ・国の基本方針
  - ・いじめ防止対策推進法制定の意義
  - ・いじめの防止等の対策に関する基本理念
  - ・いじめの防止等に関する基本的考え方

**方針**  
○御嵩町がめざす「笑顔」が溢れる学校づくりをする。  
○よりよい集団をめざす中で自己を磨き続ける生徒を育てる。

**指導の柱**  
～生徒は「自律・呼応」をめざし、教師は生徒に「応える」～

**いじめ未然防止・対策委員会**  
校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、関係職員  
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校運営協議委員、保護者代表、地域代表、弁護士、医師、警察官 等 その他必要に応じて

**いじめ未然防止の取り組み**

**学びを実感させる授業づくり**

- ・「できた。わかった。」と仲間と学ぶ喜びを実感できる授業をめざす。
- ・一人一人に応じた丁寧な指導をおこない、学力向上をめざす。(少人数授業、T.T. 授業、個別の指導)
- ・授業前のUP活動で、授業に向かう集中力を養う。
- ・小中学校の指導内容・指導方法の連携を推進し、学習習慣・学習姿勢を確かなものにする。
- ・読書指導を推進し心を耕す。
- ・食育に取り組み、健康増進・生活改善により心身の健康を図る。

**豊かな人間性を育てる集団づくり**

- ・生徒会が中心になって人に温かく接する「呼応の輪」の取組を進める。
- ・授業、集会活動、部活動などを通して「感謝」や「思いやり」への気づきの指導をおこなう。
- ・「一人一人が大切」という心を育てるために、人権教育の観点を位置づけた授業を実践する。
- ・生徒の自己指導力を高める指導を推進し、自己肯定感・自己有用感が日常生活の中で実感できるよう、意図的・計画的な集団づくりの場を設ける。

**地域・保護者・学校の顔の見える関係づくり**

- ・地域・家庭・学校が連携して「食育」の推進をおこなう。(「食育」→健康増進→生活改善→学力向上へとつなげる)
- ・地域・家庭への教育活動公開・情報発信・地域の意見反映を積極的におこなう。(地区懇談会・学校開放日・学校評価・学校評議委員会など)
- ・地域の指導者を招いた学ぶ機会を設け、ふれあいを大切にする。(環境学習、職場体験、福祉体験、食育、部活動など)
- ・学校ホームページや校報などで、「いじめ防止対策基本方針」など学校の姿勢を公表する。

**居場所づくり 絆づくり**

**いじめの早期発見**

**安心・安全が実感できる取組**

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
毎日	授業・休み時間等の校内巡回 登下校時の挨拶による見守り 「ひまわり」 PTA 地区委員との連携 地域との連携											
毎週	生徒指導交流(職員打合せ・主任会・企画委員会)											
毎学期	個人懇談(家庭訪問・教育相談) いじめアンケート 心の健康度調査 教育相談委員会 Q-U 検査については1・2学期のみ											

- 職員会議：いじめに対応する指導を確認するとともに、指導方針や指導計画のもと全教職員で共通理解を図る。
- 職員研修：いじめ問題への具体的な対応や事例を学び指導に生かす。
- 保護者向け啓発：学校の指導方針をさまざまな機会を捉えて保護者へ周知する。
- 主任会：各学年の発達段階に応じた中長期的な指導の重点を確認する。

**いじめへの早期対応・措置**

＜いじめ未然防止・対策委員会召集＞

- ・被害者を守る。
- ・見守り体制整備(登下校、休み時間、掃除時間等)

＜事実把握＞

- ・当事者双方、周囲の生徒から聞き取り、記録する。
- ・関係職員間で情報共有する。
- ・いじめの全体像を把握する。

＜指導体制、方針決定＞

- ・被害者を保護し、心配、不安を取り除く。
- ・加害者に相手の思い・苦しみに気付かせる指導を行う。いじめは許されない行為であるという人権意識をもたせる。

＜保護者との連携＞

- ・直接会い、具体的対応を話す。
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

＜今後の対応＞

- ・継続した指導支援を行う。
- ・スクールカウンセラー等の活用も含めて心のケアにあたる。

学校による調査結果・対応

御嵩町教育委員会による調査・指導

関係機関との連携

警察署、子ども相談センター、小学校、民生児童委員、福祉課、未然防止アドバイザー、暴力行為等防止支援員